

那須塩原テニス協会 会則（変更案 202203）

1 章 総則

第1条 本会は那須塩原テニス協会と称する。

第2条 本会は那須塩原市並びに同市近隣地域に所在する各テニス団体（以下「団体」という。）をもって組織する。

第3条 本会は事務所を事務局の自宅または勤務先に置く。

第2章 目的および事業

第4条 本会は地域テニスの普及、振興、技術向上、次世代選手育成及び本会に所属する各団体相互の親睦を図ると共に、栃木県テニス協会の支部協会並びに那須塩原市スポーツ協会の加盟団体として活動することを目的とする。

第5条 本会は目的達成のため次の活動を行う。

- （1）本会は各種テニス大会、テニス講習会、テニス教室及び関連事業を主催する。
- （2）本会は、那須塩原市の体育施設で開催される他団体が主催するテニス大会等諸事業について、依頼によりこれらを主催、共催、後援又は支援することができる。
- （3）本会は栃木県テニス協会、及び那須塩原市スポーツ協会が主催する行事に参加する。
- （4）本会はその他本会の目的達成に必要な事業を行う。
- （5）本会に所属する各団体は本会の事業運営に協力しなければならない。

第3章 総会

第6条 総会は本会の最高決議機関とし、各団体の会員数に対応する代議員によって構成する。

第7条 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第8条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

第9条 総会は役員を選任等重要事項を審議決定する。

第10条 毎年1回の定時総会を開き前年度の事業報告、収支決算および新年度事業計画、収支予算を付議するものとする。

第4章 役員

第11条 本会は第9条に基づき次の役員を選出する。

・会長 1名 ・副会長兼監事 1名 ・事務局 1名 ・会計 1名 ・ジュニア委員長 1名 ・事務局補佐 1名（那須塩原市スポーツ協会、並び

に那須塩原市教育委員会の窓口業務を除く）・顧問 若干名
・原則として各団体から役員 1 名を選出することとするが、上記役員と兼務することもできる。

第 12 条 会長は本会を代表し本会の運営を総括する。

第 13 条 会長および監事は、個人名をもって総会の決議事項とする。

第 14 条 会長は顧問を委託することができる。

第 15 条 会長は外部団体への出向者を委託することができる。

第 16 条 役員は任期を 2 年として外部団体への出向については例外を認める。

又会長、ジュニア委員長の任期は 2 年とし再選を妨げない。

第 16 条の 2 本会は、（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（テニス）の資格を有する者から、指導員若干名を選出する。指導員は、指導に必要な知識・技術の調査・習得に努め、本会が開催するテニス教室その他本会所属団体等において、テニスの指導に当たる。

第 5 章 役員会

第 17 条 会長は、本会の運営に必要な連絡、情報交換、協議、審議を行うため、役員会を開催する。

第 18 条 役員会は、第 11 条に規定する役員で構成し、2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第 19 条 役員会は、協議及び審議した事項について、理事会に上程する。

第 20 条 会長は、本会運営に資するため役員以外の者に対し、役員会への参加を要請し、また、意見聴取することができる。

第 6 章 理事会

第 21 条 会長は、役員会が協議及び審議した事項について、承認又は議決をするため、理事会を招集する。

第 22 条 理事会は、各団体から 1 名ずつ選出された理事により構成し、2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、各団体の理事が出席できない場合、代理者を指名して、理事会に出席させることができる。

第 23 条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

第 24 条 理事会は、役員会において協議及び審議された事項の内、大会等諸事業の運営等に係る事項（細則・内規にすでに記載されている事項の軽微な変更を含む）について、審議し、議決する。

第 25 条 理事会は、役員会において協議及び審議された事項の内、協会全体の運営に係る事項（会則の変更、細則の大幅な変更・加除、予算・決算、事業計画

等)について、審議し、承認する。

第26条 理事会は、前条で承認した事項について、総会に上程する。

第7章 会計

第27条 本会運営のために必要な経費は、以下に掲げる財源によって賄うものとする。

- (1) 本会を構成する団体の加盟分担金及び個人登録料
- (2) 事業収入(本会、又は運営主管が開催する各大会、講習会、教室等の収支差額)
- (3) 那須塩原市スポーツ協会から支給される各種事業助成金
- (4) その他の収入

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌3月31日に終わる。

第29条 予算は会計年度の初めに総会の承認を得て決定する。決算は会計年度終了後監事の監査を経て報告しその承認を得なければならない。

第8章 附則

第30条 本会則は総会の決議がなければ変更することができない。

第31条 本会則に定めるもののほか、協会運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第32条 本会則は1988年4月1日から実施する。

本会則は2001年4月1日から実施する。

本会則は2005年4月1日から実施する。

本会則は2010年4月1日から実施する。

本会則は2013年4月1日から実施する。

本会則は2014年4月1日から実施する。

本会則は2015年4月1日から実施する。

本会則は2022年4月1日から実施する。

本会則は2023年4月1日から実施する。